

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく  
前払式支払手段の払戻しの公告

令和7年8月31日にサービスを終了しました、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）

株式会社ダスキン

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

[コインレス] コインランドリーカード

3. 払戻しの申出期間

令和7年9月16日（火）10時00分から令和7年12月26日（金）17時00分まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○申出の方法

下記フォームへアクセスし、必要事項を記入の上、申出ください。

<https://a1fda0f9.form.kintoneapp.com/public/dw2503-laundrycard-refund>

○払戻しの方法

ご指定の預金取扱金融機関口座へ振り込みます。

国内の銀行口座への振込手数料は当社負担です。

○払戻しに関する問い合わせ先

株式会社ダスキン 戦略本部 事業開発部

連絡先：06-6821-7140（受付時間 9：30～17：00／土日祝除く）

「コインランドリーカード払戻しの件」とお申し出ください。

株式会社ダスキン  
令和7年9月16日（公告日）